

## 出願の要件（詳細）

### 1. 当該研究成果が「発明」であること

生み出した研究成果が「発明」であるためには、次の4つの項目をすべて満たしている必要があります。（特許法第2条第1項）

- A. 自然法則を利用していること
- B. 技術的思想であること
- C. 創作であること
- D. 高度であること

#### A. 「自然法則を利用していること」とは？

「自然法則」とは、自然界において経験的に見出される科学的な法則を指します。このため、自然法則とは関係のないもの、例えば、計算方法、経済法則（ビジネスモデル等）、永久機関、ゲーム上の取り決め等は「発明」に該当しません。

「ビジネスモデル特許」とは、新しいビジネスモデルを実現するために用いられるコンピュータシステムに関するものであり、「発明」に該当します。

#### B. 「技術的思想であること」とは？

「技術」とは、一定の目的を達成するための具体的手段であって、実際に利用でき、知識として伝達できるものを指します。このため、個人の熟練によって得られる「技能」とは異なります。具体的には、フットボールの投球方法や美術品等は「発明」に該当しません。

#### C. 「創作であること」とは？

「創作」とは、新しいことを創り出すこと、自明でないことを指し、何も創り出さない「発見」とは異なります。なお、化学物質については、発見ではなく天然物から人為的に分離したものに限り「発明」に該当します。（天然物自体は「発明」には該当しません。）

#### D. 「高度であること」とは？

発明は、自然法則を利用した技術的創作であっても、「高度」なものである必要があります。高度であるかどうかは主観的判断で構いませんが、特許要件である進歩性を備えている必要があります。

## 2. 当該研究成果を「発明者」が創出していること

「発明者」とは、以下の条件のいずれかを満たした者を指します。単なる補助者、助言者、資金提供者または単に命令を下した者は、発明者とはなりません。

- A. 具体性のある着想を提供した者
- B. 課題解決のために具体的な解決手段を提案した者
- C. 具体性のある解決手段を提供して発明を完成に導いた者

上述のとおり発明は「自然法則を利用した技術的思想の創作」であり、人間の思想によって創作されたものであるため、発明者は人間であり企業等の法人は発明者にはなれません。また、以下のいずれかに該当する人は「共同発明者」ではありません。

- (a) 単なる管理者 ... 例えば、部下の研究者に対して具体的着想を示さず単に通常のテーマを与えた者、又は発明の過程において単に一般的な助言・指導を与えた者
- (b) 単なる補助者 ... 研究者の指示に従い、単にデータをまとめた者又は実験を行った者
- (c) 単なる後援者・委託者 ... 発明者に資金提供した者、施設利用の便宜を図って発明の完成を援助した者、又は発明者に委託した者

## 3. 当該研究成果が特許権を得るための要件を満たしていること

特許権を得るための要件として、主に次の4つの項目をすべて満たしている必要があります。

### A. 産業上利用できる発明であること

特許権は「産業の発達」を目的としていることから、産業上利用できる発明であることが求められています。(特許法第29条第1項)

なお、産業上利用できない発明として、主に以下の3つが挙げられます。

#### (a) 人間を手術、治療、診断する方法

医療行為に該当する方法は、独占的な権利を付与せず広く一般に開放すべきとの考え方から、産業上利用できる発明には該当せず、特許権は付与されません。

一方で、医療器具や医薬品の製造方法等に関する発明については、産業上利用できる発明と見なされ特許権が付与されます。

(b) 業として利用できない(市販できない)もの

個人的にのみ使用されるものや、学術等の分野でのみ使用されるもの(特定の研究にしか使われない装置等)は、産業の発達に直接的に貢献するものではないため、特許権は付与されません。

ただし、市販される可能性があるものについては、たとえ学術等の分野でのみ使用されるものであったとしても産業上利用できる発明に該当され、場合によっては特許権が付与されます。

(c) 實際上、明らかに実施できないもの

例えば、隣国から飛来するPM2.5を防ぐため日本の上空にPM2.5防止用のフィルムを覆う方法など、明らかに実施することができないものは産業上利用できる発明には該当されません。

B. 新規性があること

特許権は「産業の発達」を目的としているため、その発明が世の中に対して新しい価値を提供できるものでなければなりません。このため、特許権が付与されるためには、当該発明が新しいものであること(新規性を有していること)が求められています。(特許法第29条第1項)

それ故に、出願前に他者もしくは自分が論文発表や学会発表等で公表した発明は、「新規性の喪失」と判断されて特許権が付与されません。

C. 進歩性があること

「産業の発達」を促す発明の要件として、新規性を有していることの他に「進歩性を有していること」が求められています。(特許法第29条第2項)

新規性はあるが、その内容が誰にでも簡単に思いつくような発明に対して特許権が付与されれば、特許件数の無駄な増加が予想され、かえって産業の発達に支障をきたす恐れがあります。

このため、特許権を付与する要件の1つとして、その発明が当業者(その技術分野における通常の知識を有する者)に容易に実施できないようなものであること(いわゆる進歩性)が求められています。

D. 先願であること

わが国の特許法では、例えば二者が同時に同じ発明をした場合、先に出願した方に特許権を付与することを定めています。(特許法第39条)

このため、発明が完成したら出来るだけ速やかに特許出願する必要があります。